

議案第五十八号

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十六年九月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例
杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（平成十五年杉並区条例第十五号）の一部を
次のように改正する。

第四条第五項中「生じる」を「生ずる」に改め、「状態をいう。」の下に「以下同
じ。」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（草木の除去及び廃棄物の処理の委託）

第九条の二 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得
ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これ
を区長に委託することができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

（代執行）

第十七条の二 区長は、第四条第五項の規定に違反して前条第四項の規定による必要な改

善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（立入調査）

第十七条の三 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認めるところに立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

（提案理由）

代執行の規定を設けるとともに、草木の除去及び廃棄物の処理の区への委託制度を創設する等の必要がある。

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民等の責務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 3 4 略</p> <p>5 区内の土地又は建築物(以下「土地等」という。)を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態(みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生ずるおそれのある状態をいう。以下同じ。)にしないように、適正に管理しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>(草木の除去及び廃棄物の処理の委託)</p> <p>第九条の二 不良な状態にある土地等を所有</p>	<p>(区民等の責務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 3 4 略</p> <p>5 区内の土地又は建築物(以下「土地等」という。)を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態(みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生じるおそれのある状態をいう。)にしないように、適正に管理しなければならない。</p> <p>6 略</p>

資 料

し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。

(代執行)

第十七条の二 区長は、第四条第五項の規定に違反して前条第四項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(立入調査)

第十七条の三 区長は、この条例の施行に必

要な限度において、その職員に、必要と認められる場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。